

## 京田辺市監査公表第2号

### 定期監査等の結果に関する公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による令和2年度定期監査等を京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号）に基づき実施したので、その結果を同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和2年11月30日

京田辺市監査委員 稲川 俊 明

京田辺市監査委員 岡 嶋 一 晃

## 定期監査等の結果に関する報告について

### 第1 監査の概要

令和2年度京田辺市監査実施方針及び年間監査計画、並びに京田辺市監査基準（令和2年京田辺市監査委員規程第3号。以下「監査基準」という。）

第13条第4項の規定に基づき監査の実施計画を定め、次のとおり実施した。

#### 1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第4項の規定による定期監査

#### 2 監査の対象

建設部所管の令和元年度財務に関する事務の執行（平成30年度から令和元年度へ繰越した予算及び令和元年度から令和2年度へ繰越した予算を含む。）及び経営に係る事業の管理

#### 3 監査の着眼点

今回の監査は、法第199条第1項の規定による財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、その事務が法令等に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施し、重点確認項目として定めた次の項目が適切に行われているかを点検した。

また、法第199条第2項の規定による、いわゆる行政監査の視点からも監査を行った。

##### 「重点確認項目」

- (1) 京田辺市行政改革実行計画の重点プログラム事項の進捗状況について、事業管理が適切に行われているか。
- (2) 人事異動等の事務引継ぎが十分に行われているか。
- (3) 根拠法令等に基づいて事務が執行されているか。
- (4) 意思決定のプロセスは適切か。

- (5) 出張報告書が適切に作成されているか。
- (6) 文書管理事務が適切な時期に行われているか。
- (7) 支払期日から遅れて支出しているものはないか。
- (8) 郵便物を発送する際の誤発送の防止対策は行われているか。
- (9) 個人情報を含む申請書等の管理体制は適正になされているか。
- (10) 契約手続及び契約事項の履行が適正に行われているか、また財務に関する事務執行が適切に行われているか。
- (11) バス交通等活性化事業等補助金の執行が適正に行われているか、また地域公共交通活性化に係る事務執行が適切に行われているか。
- (12) 指定管理者による公の施設の管理について適切な運営がなされているか。
- (13) 市営住宅長寿命化事業の執行や市営住宅入居者選考手続等の事務執行が適切に行われているか。
- (14) 道路及び公園等公共土木施設に係る長寿命化事業の執行や公共土木施設の整備・維持管理等が適切に行われているか。

#### 4 監査の主な実施内容

監査の実施については、あらかじめ対象部局に係る資料の提出を求めて書類調査を行い、その調査内容について監査等課題事項確認書を照会して回答を求め、その回答内容について所属別に弁明、見解等の聴取（所属別ヒアリング）を行った。

また、指定管理者制度による公の施設の管理について適切な運営がなされているか、新田辺駅東自転車駐車場について現地調査を行った。

#### 5 監査の実施場所及び日程

##### (1) 監査の実施場所

市役所庁舎 4階 監査委員事務局

新田辺駅東自転車駐車場

##### (2) 監査の日程（実施期間）

令和2年8月17日から令和2年11月26日まで

## 第2 監査の結果

監査基準第23条の規定に基づき監査の結果に関する報告等を次のとおり行う。

### 1 監査の結果に関する報告

#### (1) 総括的事項

監査の結果、監査等の対象に係る財務に関する事務の執行については、法令等に基づいておおむね適正に事務処理が行われていた。

また、前回（平成28年度）の定期監査における指摘事項についてはおおむね改善されていたが、所属別に前渡資金に係る精算遅延や委託料に係る支払遅延等不適切な財務事務が一部見受けられたことから、次の所属別事項について、再度、部内で周知徹底を図られたい。

#### (2) 所属別事項

##### ア 建設政策推進室

工事検査調書等重要書類については、適正な作成及び確認を十分に行い、支払期日のある支出事務については、支払日の確認を徹底されたい。

##### イ 計画交通課

行政財産使用料の収入事務については、一会計年度ごとに調定し収入されたい。

##### ウ 開発指導課

随意契約に係る事務執行については、京田辺市随意契約事務要領等に基づく適切な事務処理をされたい。また、支出負担行為に係る指定合議漏れや前渡資金に係る精算遅延が一部の事務において見受けられたことから、適切な事務処理を図られたい。

##### エ 都市整備課・緑のまちづくり室

書籍の定期購読に係る予算の執行伺については、当該年度の予算措

置をもって作成し、随意契約に係る事務執行については、随意契約に係る適用該当条項を適切に記載されたい。

緑の少年団運営補助金については、補助金交付要綱を整備の上、適切な事務処理を図られたい。

また、前渡資金に係る精算遅延や委託料に係る支払遅延が一部の事務において見受けられたことから、適切な事務処理を図られたい。

#### オ 施設管理課

出張命令簿兼旅費請求書や請書等重要書類については、適正な作成及び確認を十分に行い、書籍の定期購読に係る予算の執行伺については、当該年度の予算措置をもって作成されたい。

なお、道路維持原材料の購入に係る予算の執行伺については、適切な決裁・専決区分の事務処理を図られたい。

また、前渡資金に係る精算遅延や委託料に係る支払遅延が一部の事務において見受けられたことから、適切な事務処理を図られたい。

## 2 監査の結果に関する報告に添える意見

### (1) 指定管理者制度による新田辺駅東自転車駐車場の管理運営について

コロナ禍による社会状況の変化が大きく、自転車駐車場の管理運営における事業見通しに大きな影響を及ぼしている。そこで、今後、機械化による管理運営や新たな需要の取込みを図るべく電子マネーによる料金徴収等の取組について検討を進められたい。

### (2) 事務手続を規定した要綱等の整備について

事務手続を規定した要綱等については、適切な事務が図れるように必要に応じて見直しを行い、整備を進められたい。

### (3) 他の部局や事業と連携したまちづくりについて

厳しい行財政運営の中、今後、大型事業が予定されていることから、より一層他の部局や事業と連携調整を行い、予算の平準化や効率的かつ効果的なまちづくりを進められたい。

- 3 監査の結果に関する報告に係る勧告  
勧告すべき事項はない。